

① 河川区域の管理

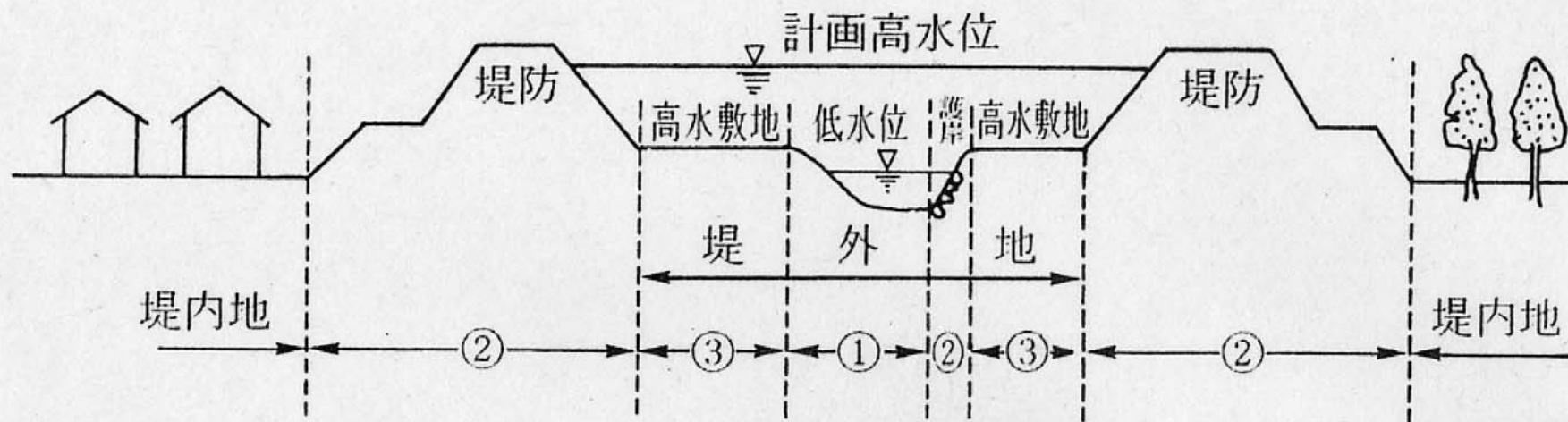
河川区域は、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持とあわせて、スポーツ・レクリエーション活動等の河川利用、街づくりと一体となった河川整備等の多様な要請に答えられるように、適正に維持管理します。

河川空間の管理手法

— 河川空間の定義 —

- ◆ 河川空間とは、通常、河川区域（河川法6条1項1～3号）を指します。

標準的な河川横断の例



①・・・1号地

②・・・2号地

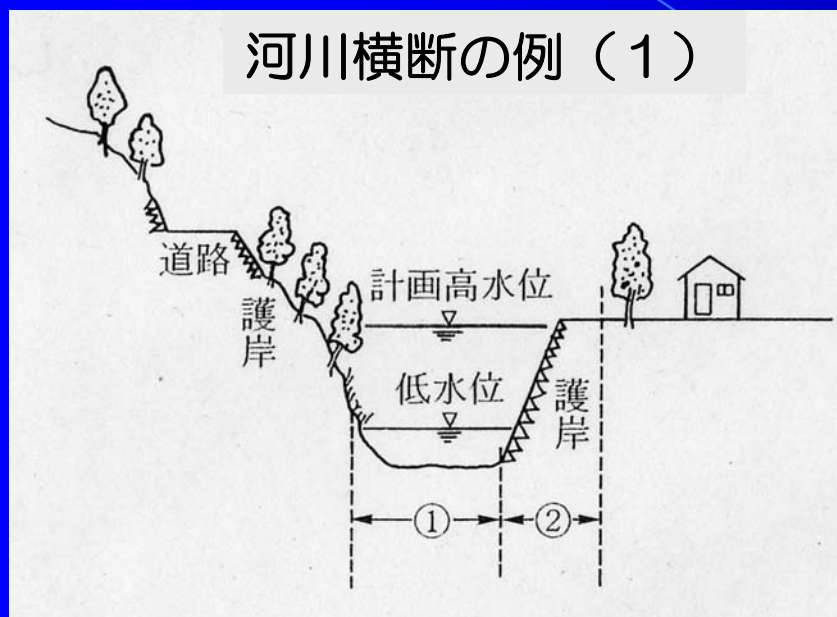
③・・・3号地

河川空間の管理手法

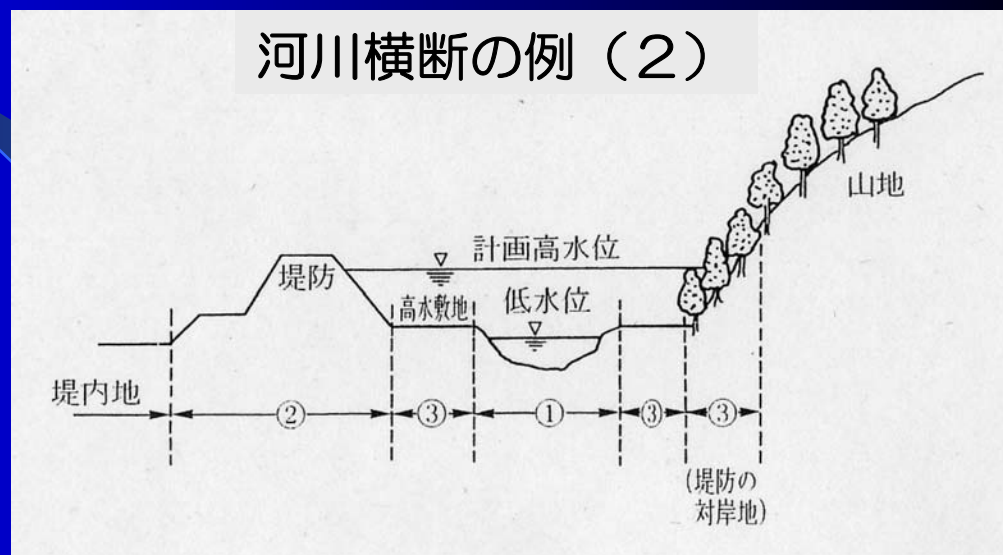
— 河川空間の定義 —

◆ 河川空間とは、通常、河川区域（河川法6条1項1～3号）を指します。

河川横断の例（1）



河川横断の例（2）



①・・・1号地

②・・・2号地

③・・・3号地

② 砂利採取等（姫川）

河川管理上の支障が生じないように、また、河川環境が損なわれないよう、定期的に巡視を行うとともに、採取業者を指導します。

○関川 なし

○姫川

第11次砂利採取規制計画書に基づきます。
（平成18年度～平成20年度）

③ 廃川敷地

一連区間の堤防整備が完了し、将来とも、計画規模の洪水による浸水被害が発生するおそれがない河川区域が生じた場合は、河川管理用の用地として活用について十分検討するものとする。検討の結果、河川管理用の用地として不要な用地については、可能な限り、河川法92条に基づき交換するものとします。

④ 側帯

種別に応じた機能が保全されるよう維持管理するものとします。

- ・ 第1種側帯 旧川締切り、漏水個所
- ・ 第2種側帯 非常用の土砂等の備蓄
- ・ 第3種側帯 環境の保全

河川管理体系

—河川の使用及び河川に関する規則—

- ◆自由使用
- ◆特許使用（河川法23～25条）
- ◆許可使用（河川法26～29条）
- ◆慣行使用（法の規制以前から河川で行われている権利的行為）

河川管理体系

— 自由使用（一般使用） —

◆河川は「公共用物」（河川法2条1項）とされていることから、他人の使用を妨げない範囲において、自由使用が原則です。

- (例)
- ・ 散策
 - ・ 水泳
 - ・ 魚つり 等

河川管理体系

— 特許使用 —

◆ 特定の人が、一般には許されない特別の使用を行うことができる権利の設定を受けて河川を使用する形態を言います。

- (例)
- ・ 河川の流水の占用 (河川法23条)
 - ・ 土地の占用 (河川法24条)
 - ・ 土石または河川の産出物 (河川法25条)

河川管理体系

— 許可使用 —

◆河川の効用を全うするため一般に設けられた禁止または制限を、特定の場合にその制限を解除し、使用を許容する場合の河川使用を言います。

- (例)
- ・ 工作物の新築、改築または除去
(河川法26条)
 - ・ 土地の掘削、盛土等の形状変更等
(河川法27条)
 - ・ 河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為
(河川法29条)

構造物設置の基本方針

- ◆河川敷地占用許可準則 (河川法24条)
- ◆河川管理施設等構造令 (河川法26条)
- ◆工作物設置許可基準 (河川法26条)
- ◆河川区域内における樹木の伐採・植樹基準
(河川法27条)
- ◆河川管理台帳の整備 (河川法12条)
- ◆河川管理者の監督処分、河川監理員
(河川法75・77条)

構造物設置の基本方針

- ◆ 工作物は、他に手法がなく当該地点への設置がやむを得ない。
- ◆ 治水・利水上支障がなく、他の工作物に影響を与えない。
- ◆ 河川の自由使用を妨げない。
- ◆ 周辺土地利用、景観、他の自然的社会的環境を損なわない。
- ◆ 河川整備基本方針との整合。